

京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年11月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合規則第 1 号

京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように改正する。

第5条中「組合員の資格を喪失したとき」を「次の各号の一に該当するにいたったとき」に、「組合員資格喪失届書を」を「組合員異動報告書を理事長に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 新たに当該所属所の組合員となったとき。
- (2) 組合員の種別に異動があったとき。
- (3) 当該所属所に属する組合員でなくなったとき。

「第3章 給付」を削る。

第6条を次のように改める。

(被扶養者の申告等の手続)

第6条 組合員（任意継続組合員を除く。）が、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第3章の規定による被扶養者申告書、組合員証等再交付申請書、年金加入期間等報告書、履歴書、組合員資格取得届書等又は関係書類その他組合が別に定める書類を組合に提出する場合は、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

2 施行規程第3章の規定による組合員証、組合員被扶養者証又は高齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。ただし、任意継続組合員についてはこの限りではない。

第6条の2を削る。

本則中第20条を第27条とし、第19条を第26条とする。

第18条中「、給料、第3号被保険者数、掛金、特別掛金及び負担金」を「、給料・期末手当等、掛金及び負担金等」に改め、「及び別紙様式第4号による未払金明細表」を削り、同条を第25条とする。

第7章中第17条を第24条とし、同章を第8章とする。

第6章中第16条を第23条とし、第11条から第15条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第7章とする。

第5章中第10条を第17条とし、同章を第6章とする。

第9条の7を第16条の7とし、第9条の6を第16条の6とし、第9条の5を第16条の5とし、第9条の4を第16条の4とし、第9条の3を第16条の3とし、第9条の2の見出し中「特別掛金の標準となるべき」を削り、同条を第16条の2とし、第9条の見出し中「給料の標準となるべき」を削り、同条を第16条とする。

第4章を第5章とする。

第8条の2中「第34条の3」を「第44条」とし、同条を第15条とする。

第3章の2を第4章とする。

第8条を第14条とする。

第7条中「1の」を「一の」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

- 2 同一の給付事由による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金を2回以上にわたって請求する場合には、次回以後の請求についてその添付書類を省略することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第6条の次に次の章名及び次の3条を加える。

第3章 給付

(社会保険診療報酬支払基金との契約)

第7条 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）を基金に委託するものとする。

2 前項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

（国民健康保険中央会との契約）

第8条 組合は、社団法人国民健康保険中央会との契約により、組合員が出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務を京都府国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

2 前項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

（給付の請求等の手続）

第9条 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類

を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

第10条の次に次の3条を加える。

(資格喪失後の給付)

第11条 組合員の資格喪失後における療養の給付，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，移送費，家族療養費，家族訪問看護療養費，家族移送費，出産費，埋葬料，傷病手当金又は出産手当金を受けべき者が，他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）の資格を取得したときは，遅滞なく，その旨を理事長に届け出なければならない。

(給付金明細簿)

第12条 理事長は，短期給付の支給をしたときは，給付種別，所属所名，請求者名，請求年月日，請求金額，支払年月日及び支払金額等について，明細簿を作成して整理しなければならない。

(給付期間の満了の通知)

第13条 理事長は，療養を受けている組合員又は被扶養者が第61条第1項の規定に該当するに至ったときは，組合員，現に療養を受けている医療機関及び基金にその旨を通知するものとする。

別紙様式第1号から別紙様式第3号までを次のとおり改め，別紙様式第4号を削る。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)